平成２５年（フ）第２１号
高知市大津甲984番地１
債務者　甲把智恵子
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１号
高知市瀬戸西町１丁目98番地　和田アパート２Ｆ西
債務者　長崎　佳代
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１７号
長崎県長崎市中里町1391番地１　プリムローズⅢ210号、旧住所諫早市西栄田町（大字真崎破籠井名）53番地32
債務者　竹山　彰次（旧姓東川）
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
長崎県長崎市石神町35番36号、旧住所長崎市石神町38番１号　ノグチコーポ弐番館202号
債務者　野口　純子（旧姓若松）
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
長崎県長崎市上戸石町2130番地10橘団地Ｂ棟301、旧住所長崎県長崎市戸石町848番地10ウィンディア吉田101号
債務者　上戸　雅彦
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
仙台市青葉区小松島４丁目15番26号　パートナーＳＡＮＯ―201
債務者　西嶋　明美
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
仙台市青葉区小松島３丁目１番38―204号
債務者　藤井　　久
１　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
福島県会津若松市和田一丁目１番33号、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字天王坂2414番地
債務者　目黒なつみ
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
群馬県館林市高根町1101番地の12
債務者　長　　直幸
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１４号
群馬県太田市東長岡町1112番地１
債務者　塩野　智之
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第４３号
神奈川県平塚市万田156番地　プレミエーテル501号、前住所神奈川県藤沢市鵠沼松が岡２丁目５番３号　アーバン松が岡103
債務者　倉前　　勝
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第８９号
神奈川県秦野市千村1070番地の６
債務者　木村みさ子
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９０号
神奈川県秦野市渋沢２―36―２　介護付有料老人ホームベストライフ秦野、住民票上の住所神奈川県秦野市千村1070番地の６
債務者　木村　義満
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９３号
神奈川県厚木市中町４―12―10　グリーンフィル203、住民票上の住所神奈川県高座郡寒川町倉見1331番地８
債務者　伊藤　正人
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１０２号
神奈川県秦野市渋沢802番地の２
債務者　小原　弘子
１　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５４３号
新潟市北区葛塚1328番地７
債務者　戸石　貞子
１　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
新潟地方裁判所民事部